



V. 今後に向けて

今回の本土部レッドデータブック改定作業を進める中で、多くの専門家や関係者の方々にご協力頂くとともに、今後に向けた貴重なご助言を多数頂くことができた。それらは、東京都の保護上重要な野生生物種に関する施策が抱える課題でもあり、また、それらを解決するための将来に向けた展望でもあった。主な内容を以下に記す。今後はこうした課題解決に向けて、多様な主体とともに保護上重要な野生生物種の保全策の推進に努めていく。

レッドリストの精度向上に向けた取組みについて

● 評価精度を高めるために、調査体制の充実と十分なスケジュールの確保が必須

前回改定時においては、本土部と島しょ部のレッドリスト評価作業がそれぞれ約2年という非常に短い期間で行ったため、情報収集や現地調査体制が十分に確保できない状況も見受けられた。一方、今回は、本土部レッドリスト評価からレッドデータブック改定まで約5年を要したが、今後の改定においても、少なくとも5年程度の調査スケジュールが必要不可欠であると専門家からもご意見を頂いた。また、自然環境が大きく異なる本土部と島しょ部（伊豆諸島、小笠原諸島）は作成時期を分け、それぞれを十分な時間をかけて評価や執筆作業を行うことが必要であり、全体を10年程度で繰り返し改定していくことが望まれる。毎年、本土部、島しょ部いずれかのレッドリストやレッドデータブックに関する作業が継続的に行われることで、専門家との連携のもと、途切れることなく情報の蓄積と改定作業に必要なノウハウが引き継がれると考えている。今後は、こうした取組みを実現しながら、調査体制の充実を図ることで評価の精度を高め、保護上重要な野生生物種の保全策の促進につなげていくことが重要である。

● 分布情報等の基礎情報を日常的に収集、蓄積するプラットフォームづくりが必要

種ごとの絶滅リスクの評価については、これまでは主に定性的な評価を用いることが多かったが、今後はより科学的な定量的情報に基づいて評価が行えるよう、分布情報などの基礎情報をしっかりと蓄積していくことが必要である。多くの自治体では、こうした基礎情報を自然史博物館などの拠点施設で集約する仕組みが構築されている。東京都には現時点でそうした情報を網羅的に集約し蓄積する拠点が存在しないが、生物多様性の保全が喫緊の課題となる中、分布情報をはじめとした科学的データを収集、蓄積するための拠点と、それを支える人材が必要不可欠であると多くの専門家からご意見を頂いた。また、本土部と島しょ部とでは、自然環境が大きく異なるため、それぞれの植物相や動物相を把握することで野生動植物目録等を整備し、それらのデータを一元的に管理しながら、必要に応じて多くの都民が利活用できるシステムを構築していくことも今後の課題である。

● 長期的な視点に立った、東京の自然や野生生物に関心をもつ人材の育成

東京の野生生物の状況に精通した研究者や地域の愛好家が、近年、急速に少なくなっていると指摘されている。将来にわたり地域の自然や野生生物の保全と回復を進めるためには、次世代人材の育成が重要となることから、多くの都民に生物多様性の価値や重要性を認識してもらい、あらゆる世代の行動変容に結び付けていくための環境教育を積極的に進めていくことが必

要である。こうしたことを念頭に、次のレッドリスト改定に向けては、東京の野生生物に精通した研究者や愛好家のネットワーク化を図ることに加え、今後は、一般都民にも調査等への参画を促し関心を高めてもらえるような試みも有効と考えられる。

長期的な視点に立ち、東京の自然や野生生物に関心を持つ人材を数多く育成し、地域の生物多様性を底辺から支えてもらうことが必要である。

● 東京の自然環境に関する暦年の変化の記憶や専門的な知見、かつての東京の自然の姿の記録である東京産の生物標本など、消失・散逸の危機にある様々な情報の確保

大都市東京の自然環境は、市街化などの変化が激しいことから、過去の自然状況の記録である生物標本データは、継続的に収集され、しかるべき設備のある機関に収蔵される必要がある。古い時代の標本やデータなどは徐々に劣化し、消失してしまうものも多いため、散逸、劣化しないよう、公的機関や教育・研究機関における集約が求められる。こうしたことから、まずは、それらの標本やデータの確保、蓄積に関する取組みを進めると同時に、古くから生物調査等に携わってきた有識者の方々から当時の自然環境等の状況を聞き取りし、記録しておくことが必要である。

絶滅危惧種等の保全に向けた取組について

● 保全対策の体系化と実施計画の策定

本誌では、種ごとの減少要因について解析を行った。多くの種において、複数の減少要因が複雑に絡み合いながら影響を与えていることから、保護上重要な野生生物種の保全を推進するためには、減少要因に応じた適切な対策を施し、それぞれが効果的に作用し成果を生み出していくことが求められる。そのためにも、体系的な対策を計画し、実行性のある取組みを実施していくことが必要である。

● 希少野生動植物種の指定と効果的な域内・域外保全の実施

国や多くの自治体では、特に絶滅の危険性が高い絶滅危惧種を法令等で指定し、生息域内保全を行うとともに、必要に応じて生息域外保全を行っている。さらに、それらの生育・生息基盤となっている環境や生態系そのものを包括的に保全することも必要である。今後、それらの取組みについて体制を整備しながら早急に検討を進めていく必要がある。

保護上重要な野生生物に関する都民の意識向上を促す取組について

● 都民一人ひとりの意識向上

外来種の放逐や野生生物の過剰採集など人間による行為が、保護上重要な野生生物種の減少要因として大きく働いているケースが増えている。都民一人ひとりに対する野生生物への理解促進と配慮行動の働きかけ、身近な自然に親しむ環境づくり等への参画促進などにより、多くの都民の意識向上を促していくことが必要である。

● 保全活動に取り組む主体間の連携

新たな絶滅種や絶滅危惧種を減らす、あるいは無くしていくことが生物多様性を保全する根幹でもある。また、生物多様性は、私たちの暮らしや経済と密接に関わっていることから、あらゆる主体による自主的かつ連携した取組みが必要である。そのため、都民、民間団体、事業者、教育・研究機関、区市町村、東京都、国など様々な関係者と連携した推進体制をつくり、協働していくことが望まれる。